

議案第54号

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成29年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第1条から第14条まで 略		第1条から第14条まで 略	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
守口市中部エリアコミュニティセンター	略	守口市中部エリアコミュニティセンター	略
		守口市南部エリアコミュニティセンター	守口市大宮通1丁目13番7号
略		略	
守口市庭窪コミュニティセンター分室	略	守口市庭窪コミュニティセンター分室	略
守口市三郷コミュニティセンター	守口市東光町2丁目1番11号		
守口市東部コミュニティセンター	略	守口市東部コミュニティセンター	略
守口市南部コミュニティセンター	守口市寺方元町4丁目7番		

ター

6号

略

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
中部エリアコミュニティ センター	略	
略		
庭窪コミュニティセン ター分室	略	
三郷コミュニティセン	和室1階	90

略

別表第2 (第5条関係)

区分		利用料 30分につき
中部エリアコミュニティ センター	略	
南部エリアコミュニティ センター	会議室1	120
	会議室2	250
	会議室3	250
	会議室4	40
	多目的室1	100
	多目的室2	80
	和室	50
	食事实習室	210
	体育室半面	210
体育室全面	420	
略		
庭窪コミュニティセン ター分室	略	

ター	和室 2階	60		
	会議室	130		
	実習室	140		
	工作室	30		
	ホール	240		
	体育室半面	210		
	体育室全面	420		
東部コミュニティセンター	略		東部コミュニティセンター	略
南部コミュニティセンター	和室	90		
	会議室	60		
	料理実習室	120		
	老人憩い室	90		
	講義室	160		
	創作室	110		
	体育室半面	240		
体育室全面	480			
略	略		略	
備考 略			備考 略	

第4条 守口市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

第1条から第14条まで 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
守口市中部エリアコミュニティセンター	略
略	
守口市庭窪コミュニティセンター	略
守口市庭窪コミュニティセンター分室	守口市金田町3丁目29番1号
守口市東部コミュニティセンター	守口市藤田町1丁目54番11号
略	
守口市錦コミュニティセンター	略
守口市東コミュニティセンター	守口市大久保町5丁目38番14号
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料
----	-----

第1条から第14条まで 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
守口市中部エリアコミュニティセンター	略
守口市東部エリアコミュニティセンター	守口市大久保町1丁目南27番6号
略	
守口市庭窪コミュニティセンター	略
略	
守口市錦コミュニティセンター	略
略	

別表第2 (第5条関係)

区分	利用料
----	-----

		30 分につき
中部エリアコミュニティ略 センター		
略		

		30 分につき
中部エリアコミュニティ略 センター		
東部エリアコミュニティ略 センター	会議室 1	90
	会議室 2	30
	会議室 3	70
	セミナー交流室 1	20
	セミナー交流室 2	40
	創作室	50
	調理作業室 1	60
	調理作業室 2	60
	和室	40
	親子交流室	50
	スタジオ	20
	多目的ホール 1 / 3 面	160
	多目的ホール 1 / 2 面	240
	多目的ホール全 面	490
略		

庭窪コミュニティセンター	略	
庭窪コミュニティセンター	和室	100
ター分室	会議室	100
	多目的ホール	240
東部コミュニティセンター	和室	70
ター	会議室	60
	料理実習室	150
	老人憩い室	60
	講義室	110
	創作室	110
	体育室半面	190
	体育室全面	380
略		
錦コミュニティセンター	略	
東コミュニティセンター	和室	100
	会議室 1	100
	会議室 2	100
	講義室	210
	体育室半面	190
	体育室全面	380
略		
備考 略		

庭窪コミュニティセンター	略	
ター		
略		
錦コミュニティセンター	略	
略		
備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。
(守口市市民保健センター条例の一部改正)
- 2 守口市市民保健センター条例（平成 28 年守口市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前						改 正 後					
第 1 条から第 1 6 条まで 略						第 1 条から第 1 6 条まで 略					
別表（第 12 条、第 13 条関係）						別表（第 12 条、第 13 条関係）					
使用時間		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	冷暖房使用期間の加算料金 1 時間につき	使用時間		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	冷暖房使用期間の加算料金 1 時間につき
4 階	会議室 1	円 1,480	円 2,120	円 3,180	円 210		円	円	円	円	
会	会議室 2	2,850	4,080	6,120	400						
議	会議室 3	2,910	4,160	6,240	410						
室	全体	7,250	10,360	15,540	1,030						
	3 階会議室	1,120	1,600	2,400	160	3 階会議室	1,120	1,600	2,400	160	
略						略					
備考 略						備考 略					